

## SNKS-EDI Q&A一覧

下記に掲載されている内容で解決しない場合は、SNKS-EDI事務局(help\_edi@snks.co.jp)までご連絡ください。

問い合わせによっては、具体的な内容や状況を把握する必要がございますので、出来るだけ「SNKS-EDI お問い合わせフォーム」をご利用頂けますようお願い致します。

**共通事項: Google ChromeとMicrosoft Edgeでの二重ログイン、タブを2つ以上開いての操作はエラーとなります**

**重要ポイント: SNKS-EDIを利用する際は、1つのブラウザGoogle Chromeにてログインし、1つのタブで操作することを必須としてください。**

No.	INDEX	キーワード	Q	A
1	SNKS-EDIについて	SNKS-EDIのメリット	EDIによるメリットがあれば教えてください。	電子購買システム(SNKS-EDI)とは、現場からの見積依頼から注文・注文請、請求・検収までの業務をインターネット上で行える電子購買システムです。業務処理の状況がステータス毎に表示され、取引状況が見える化されています。書類の電子化により、書類の発送にかかる手間と費用の削減、印紙貼付の必要がなくなるため印紙代の削減、という直接的な費用削減のほか、書類保管業務の削除や紙面による注文書発行が毎月2回(15日、末日)であるものが、適時発行されるため、業務の効率化・平準化・迅速化が進む、という多くのメリットがあります。
2	SNKS-EDIについて	説明会について	このシステムの使用方法の説明会が開かれる予定はありますか。	操作説明会を開催する予定はございません。加入後に配布される操作マニュアルを参照していただいた上で不明点があれば、当EDI事務局までお問い合わせ下さい。
3	SNKS-EDIについて	CI-NETについて	CI-NET(Construction Industry NETwork)とは。	建設産業全体の生産性向上を図るため、建設生産に関わる様々な企業間の情報をネットワークを利用して交換するための仕組みであり、「一般財団法人建設業振興基金」が中心となり、標準化に取り組んでいます。建設業における商取引には、見積依頼、注文、請求、決済までいくつもの段階があり、その都度帳票のやり取りが行われているが、CI-NETはこれらを電子的に交換するための標準として作られました。各企業はCI-NETに対応したシステムを導入することによって、様々な取引先と電子商取引ができるようになります。
4	SNKS-EDIについて	CI-NETについて	CI-NET原本について。	CI-NET形式のデータとは、建設業振興基金で規定されたCI-NETという、建設産業のEDI標準規約に即したデータです。注文参照の『CI-NET 原本確認』より、CI-NET形式のデータをCSVやExportFileで出力可能です。注文書と注文請書の控えとして、印刷、PDF保存も可能です。
5	SNKS-EDIについて	CI-NETについて	CI-NET電子証明書について。	電子証明書は、取引データに電子署名を施したり、取引電文を暗号化したりするために必要となるものです。例えば契約時には、紙ベースの取引で使われる「契約印」などに代替する機能を果たすものであり重要なものです。CI-NETで行う取引は、CI-NETから発行された電子証明書により取引の信頼性が保証されます。
6	SNKS-EDIについて	CI-NETについて	CI-NETの費用について。	(資本金1億円以下) 導入初期年度(新規登録料):16,000円(税別) 企業識別コード(3年更新毎):20,000円(税別)  (資本金1億円以上) 導入初期年度(新規登録料):32,000円(税別) 企業識別コード(3年更新毎):40,000円(税別)  上記以外に 電子証明書(3年更新毎):8,500円(税別)
7	SNKS-EDIについて	SNKS-EDIに加入しない場合	現行通り紙媒体(オフライン)での取引は可能ですか。	当社担当者による代行入力を行う事で紙媒体での取引は可能です。EDI利用のメリットとしましては、取引にかかる各種費用(印紙代・送料)の削減、および、業務の効率化・平準化・迅速化という効果が期待出来ます。当社としましては、このシステムの本格運用を推進して参りますので、紙媒体の運用は将来的には廃止する方向性でおりますので、EDIのご利用をご検討ください。
8	SNKS-EDIについて	SNKS-EDIを使用するブラウザについて	EDIシステムの使用ブラウザについて。	使用ブラウザは、GoogleChromeにてお願いしております。Microsoft Edge及び他ブラウザでの動作は保証しておりません。
9	SNKS-EDIについて	注文書・請書について	EDIシステムで注文請を行った際は、注文請書の返送は必要ないのでしょうか？これまで通り、収入印紙を貼付けた上でご返送するのでしょうか。	EDIシステムは、見積依頼から注文・注文請、請求・検収までの業務をインターネット上で行える電子購買システムです。紙面でのやり取りはなくなるため発送業務も無くなり、請書の印紙貼付も無くなります。
10	SNKS-EDIについて	注文書・請書について	EDIを使用していない場合、注文書・請書発行は、従来通りの「15日、末日」と考えていいのでしょうか。	注文書・請書発行は毎月1日、10日、20日(カレンダーによって変動)となります。
11	SNKS-EDIについて	支払通知書について	SNKS-EDIの利用開始後、支払通知書はなくなってしまうのでしょうか。	支払通知書は従来通り継続となります。
12	SNKS-EDIについて	電子帳簿保存法について	2022年1月改正(猶予期間2023年12月末)されました電子帳簿保存法に対し、SNKS-EDIシステムはどのように対応されているか教えてください。	電子帳簿保存法に関しては 操作マニュアル(取引先編)『見積処理:4-1-2-3』、『注文請処理:4-1-3-5』、『請求処理:4-1-4-8』、『小口処理:4-2-5』、『CI-NET原本:4-1-5』にダウンロード方法が記載されています。 データの保管期間『該当案件の竣工後:2年間』が保管期間になります。
13	SNKS-EDIについて	インボイス制度(適格請求書)について	2023年10月1日から導入されるインボイス制度に対して、SNKS-EDIシステムはどのように対応されているか教えてください。	インボイス制度に関しては 操作マニュアル(取引先編)『適格請求書登録番号登録:6-6』に登録方法が記載されています。 適格請求書登録番号を取得されましたら、番号登録をお願い致します。 登録後に請求登録を行うと、SNKS-EDI請求書に番号の表示がされるようになります。 また、免税会社の場合は、『免税会社区分:免税会社である』に設定変更を行って下さい。
14	SNKS-EDIについて	電子証明書の期限について	電子証明書の期限が過ぎると、SNKS-EDIは使用できないのでしょうか。	電子証明書が正しく設定されていないと、SNKS-EDIは使用できなくなります。(書面利用に戻ります) 登録機関より、郵送で2ヶ月前、メールで3か月前に通知が届きます。 SNKS-EDIのTOP画面に期限切れ3か月前に注意喚起が表示されますので、速やかに登録機関へ更新手続きを行って下さい。 更新が完了しましたら、操作マニュアル(取引先編)『電子証明書の更新:6-3-2』の操作方法で更新をお願い致します。